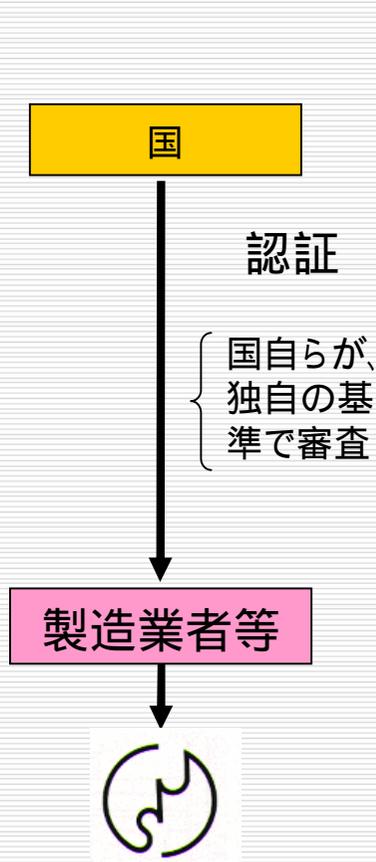


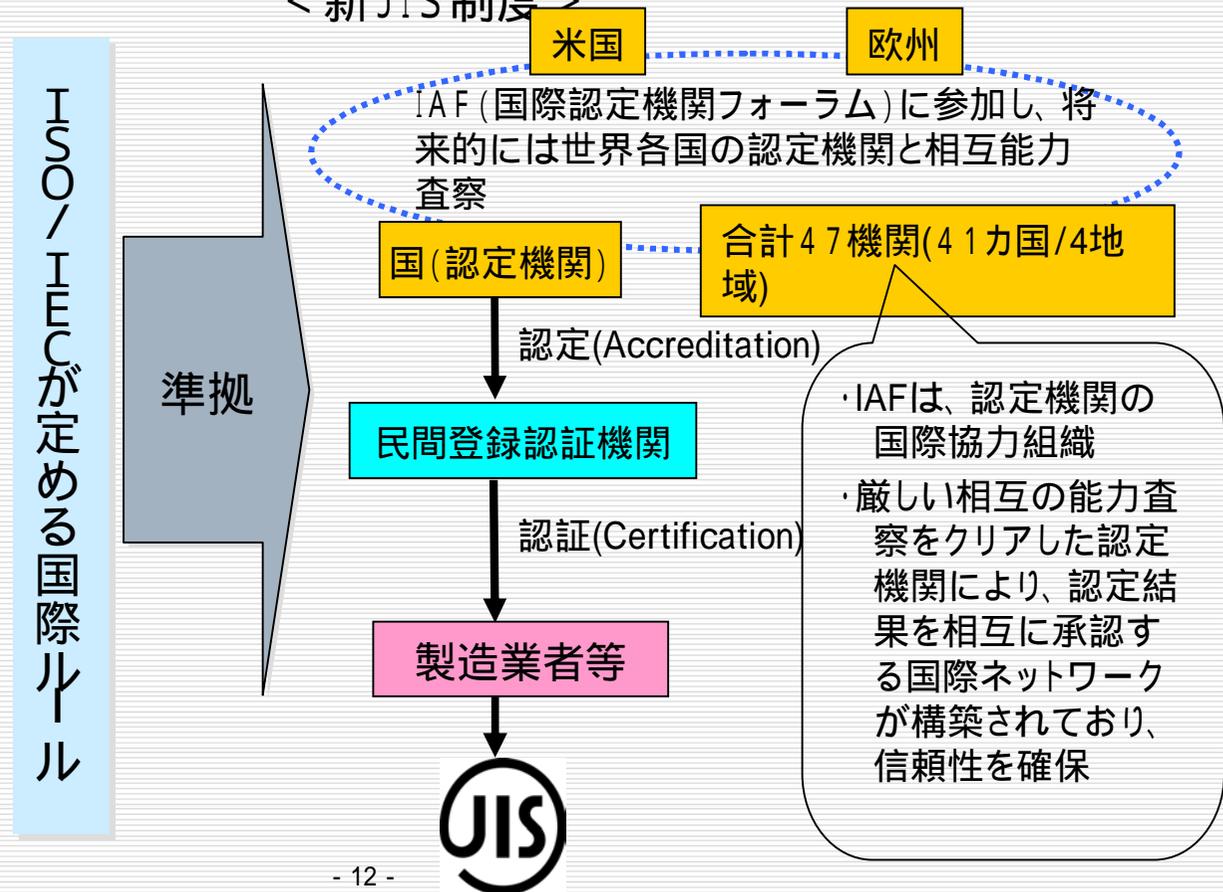
# 新JISマーク制度(国際ルールに整合)

1. 戦後50年続いたJISの認証制度(JISマーク制度)を抜本的に改正
  - ・国際ルール(ISO/IECの基準)に整合化
  - ・民間の第三者機関による認証
  - ・指定商品制度を廃止し、JISマーク制度の対象となる規格が大幅に拡大
2. 昨年6月にJIS改正法が成立し、本年10月1日の施行に向け現在準備中

## < 現行JIS制度 >



## < 新JIS制度 >



# 新JISマーク制度の基本的流れ

事業者から、登録認証機関へ認証の申請

登録認証機関は、申請者の工場の品質管理体制を審査(書面及び現地)するとともに、製品試験により製品JISの適合性を審査

登録認証機関は、 の審査の結果に基づき、認証の可否について決定

認証を行うと決定した場合、登録認証機関と申請者との間で、JISマークの使用に係る契約(認証契約)を締結

認証を取得した事業者は、製品にJISマークを表示

登録認証機関は、認証を取得した事業者に対し、3年毎に1回以上の頻度で、認証維持審査(品質管理体制及び製品のJIS適合性の審査)を実施

# 自己適合宣言について

- 自己適合宣言とは、供給者が自らの責任において、規格又は基準への適合性を表明すること。
- JISマークの表示ができるのは、登録認証機関の認証を受けた申請者のみ。自己適合宣言の場合に可能な表示は、例えば「JIS × × × × × に適合」といった表示。
- 購入者から信頼される自己適合宣言を行うためには、供給者は、試験データ等による裏付けのある宣言を行うことが必要。
- 国は、適切な自己適合宣言の在り方を示すため、ISO/IEC17050(供給者適合宣言)を基礎として、自己適合宣言の手順、表示方法等について規定したガイドラインを策定し、今後、JISとして制定する予定。